

新型コロナウイルスに関する情報提供 — 10 万円特別定額給付金 —

令和 2 年 4 月 20 日、国会で「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和 2 年 4 月 20 日閣議決定)が決められました。

国は国民(私たち)に、外出や外食を控えて(行かない)家で過ごす(いる)ようにとお願いしています。

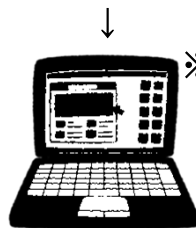
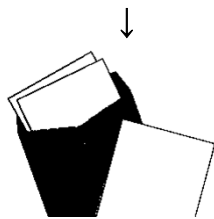
その代わりに、国民(私たち)に生活費として使うお金を渡すものです。

○10 万円特別定額給付金はどうやってもらえますか？

「国民 1 人あたり一律 10 万円」 → 妻:10 万/子:10 万/世帯主(本人)10 万 = 30 万円



申し込み方法 = 郵送申請 / オンライン申請



※オンラインは
「マイナンバー」が必要です。

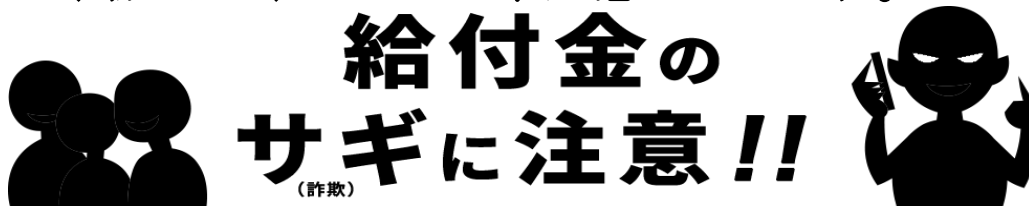


詳しくは市町村へ確認してください。

※書き方がわからない時は、役所か福祉事務所へ聞いてみてください。

役所へ行く時は、手話通訳者・要約筆記者派遣依頼できます。

○サギ(だま^{だま}騙される)について、注意があります。



総務省・警察庁

知っている友達 ・ 知らない人に

①銀行通帳とカード、印鑑 / ②マイナンバー / ③役所から送ってもらった申込書の書類 などを 渡してはダメ ・ 教えてもダメ → 困ったら、すぐ警察署へ相談してください。

仕事や生活の様々な困りごとに関する相談を受け付けております。

埼玉聴覚障害者情報センター 聴覚障害者相談員

FAX 048-814-3355 / TEL 048-814-3353